

次世代育成支援対策法に基づく  
社会福祉法人ことの海会行動計画

職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

計画期間：令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間

内 容

**目標1 計画期間内に、男性職員の育児休業の取得率を15%以上にする。**

<対 策>

- 令和6年 1月～ 各職場において長期休業者が発生した場合の業務の体制についてシミュレーションを行い、課題を洗い出す。
- 令和6年 4月～ 洗い出した課題をもとに、業務体制の見直し・改善について検討を進め、検討結果を資料にまとめる。
- 令和6年10月 検討結果を公表し、長期休業の取得が発生した場合の業務体制について、長期休業を希望する側及び業務をカバーする側にも周知する。
- 令和7年 4月 再度、業務体制の見直し・改善について検討を行い、改善結果を公表する。

**目標2 小学校入学前までの子を持つ職員の所定外労働の制限の制度を導入する。**

<対 策>

- 令和6年 1月～ ニーズの把握、規定の改正に関する検討開始
- 令和6年10月 規定の改正と職員への周知、運用の開始
- 令和7年 4月 制度の再通知

**目標3 地域の中学生を対象に、職場体験の受け入れを行う。**

<対 策>

- 令和6年 4月～ 受け入れ体制について検討開始
- 令和6年 7月～ 関係行政機関、近隣中学校への周知・連携の開始
- 令和6年10月～ 取組の意義等について、社内報で通知
- 令和7年 1月～ 中学生の職場体験の受け入れ開始